

兵庫県幹線道路協議会規約（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、兵庫県幹線道路協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、兵庫県内における幹線道路ネットワークの構想・計画並びに個別事業の実施について、総合的な調整及び合意形成を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 本会は本目的にあう官公署団体等をもって構成する。

- 2 議長は兵庫県県土整備部長、副議長は兵庫国道事務所長の職にあるものをもってこれにあてる。
- 3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 構成員については、別紙のとおりとするが、議長は必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

（事 業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 兵庫県内における道路に関し、各機関における基礎調査及び研究結果の集約・分析を行うこと。
- (2) 総合的な道路ネットワーク計画の立案及び実施に関する相互調整を行うこと。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、兵庫県県土整備部土木局道路企画課、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所計画課に置く。

第 2 章 運 営

（会議）

第6条 本会の運営は、本会の決議による。

- 2 本会は、必要に応じ議長がこれを招集する。

（その他）

第7条 本規約の変更は本会の議決によらなければならない。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

兵庫県幹線道路協議会 名簿

	所 属	役 職 名
議 長	兵庫県 県土整備部	県土整備部長
副議長	国土交通省 近畿地方整備局	兵庫国道事務所長
	〃	道路部長
	〃	道路企画官
	〃	浪速国道事務所長
	〃	姫路河川国道事務所長
	〃	豊岡河川国道事務所長
	兵庫県 県土整備部 土木局	土木局長
	〃	道路企画課長
	神戸市 建設局	建設局長
	西日本高速道路(株) 関西支社 総務企画部	企画調整課長
	阪神高速道路(株) 計画部	計画調整課長
	本州四国連絡高速道路(株) 企画部	調査情報課長